

財政経営部 財政課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 財政経営部財政課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月29日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部財政課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【財政課】

財政課 職員12人 会計年度任用1人	(1) 財政計画の策定に関すること。
	(2) 予算の編成及び執行調整に関すること。
	(3) 資金の調達、計画及び運用に関すること。
	(4) 起債に関すること。
	(5) 地方交付税に関すること。
	(6) 財政状況の公表及び調査に関すること。
	(7) 財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、アセットマネジメント基金、減債基金、まちづくり事業基金及び市立四日市病院整備基金に関すること。
	(8) 部及び課の庶務に関すること。

（職員12人、会計年度任用職員1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 内部統制上のリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性、正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では全体的にリスクは低かったが、歳入・歳出で取り扱う金額が大きく、本来のリスクは高いと想定される。また、収入・支出事務については、事務の一部で不適切な事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6 ○
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4 ○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 若手職員がスキルを蓄積することなく異動していないか
- ・ ベテラン職員への負荷が大きくなっているのではないか
- ・ ベテラン職員が異動する際の引継ぎが不十分とならないか

（令和2年度における当所属の勤続年数の状況）

所属名	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
財政課	4	3	3		10

（※部長、政策推進監を除く）

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当所属の勤続年数について、勤続年数が異なる職員がバランスよく配置されているものの、3年未満の職員が40%を占めており、勤続年数の短い職員の割合が多くなっているため、業務に関する知識やスキルの継承が不十分になることが想定される。その対策として、当所属の勤続年数の短い職員と長い職員をペアにすることでスキームの継承に取り組んでいた。

指 摘

内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務対象者全員が年間360時間を超えている。また、過労死の労災認定基準を超える時間外勤務も発生している。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康を確保する必要がある。

意 見

- ① 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

財政課の業務は、決算統計や8月の決算議会への作業を行う6月～8月と、当初予算編成時期の11月～1月に業務が集中している。特に、当初予算編成時期は過労死の労災認定基準の100時間を超える時間外勤務を行っている状況にある。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

② 時間外勤務の実態把握について

働き方改革推進本部を中心に、働き方について積極的に取り組んでいる状況であるが、管理職の時間外勤務の状況については各個人で把握しているにとどまっている。管理職を含め、時間外勤務の実態把握を適正に行い、働き方改革につながる手法を働き方改革推進本部に働きかけていくこと。

③ 予算調整などの効率化について

時間外勤務について過労死の労災認定基準を上回る状況であり、新年度予算調整などの繁忙期について、調整作業の効率化を図るため予算要求時期の前倒しや経常経費の予算調整のパターン化を検討しているが、予算を調整する財政課だけでなく予算を作成する原課にとっても業務量の削減につながるため、予算調整のパターン化などの導入検討を進めること。

(4) 内部統制上のリスク

- ・ 予算執行や支出事務に関する事務処理において、チェック機能が十分働いているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ ① 当課は、交付金・繰入金・起債・積立金・繰出金など、多額の歳入・歳出事務の取扱いをしている。適正な事務執行の観点から知識や経験と注意力が必要と想定される。
- △ ② 定期監査において、予算執行や支出事務に対する指摘事項が絶えない。内部統制に関わる機能が十分に働く取組みが必要と想定される。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 基金の見直しについて【有効性の視点】

ア 各部局において基金を所管しており、基金設置の目的や活用内容の再検討を行い、個別の基金ごとに積立、取り崩しの運用ルールの見直しを行うとしているが、時代に合った対応を行うとともに、市民の理解が得られる見直しを行うこと。

イ 本市の将来インフラ及び公共施設の保全、建替、長寿命化等にかかる費用を積立てるためアセットマネジメント基金を設置し、当面は毎年10億円を積立てる方針としてい

るが、将来負担の平準化のためコロナ禍の状況下でも継続して積立てること。

② 補助金の見直しについて【有効性の視点】

補助金等について、繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討するなどの見直しを行っている。コロナ禍での影響についての見直しは、公平性の観点をふまえて実施すること。

③ 財務会計システムのリプレースについて【有効性の視点】

現行の財務会計システムは、例えば支出負担行為の際に債権者コードを入力するが、同一債権者が複数登録されている場合もあり、選択で混乱が生じているなどの様々な使い勝手の悪い面がある。リプレースにあたっては、関係部局と十分協議した上で、様々な入力ミスも事前に排除できるような論理チェックを行い、職員が使いやすいシステムとすること。

財政経営部 行財政改革課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 財政経営部行財政改革課
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和2年7月29日

4 監査の実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部行財政改革課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【行財政改革課】

職員 6 人 会計年度任用 1 人	(1) 行財政改革の推進に関すること。
	(2) 新地方公会計制度に関すること。
	(3) 指定管理者制度に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

(職員 6 人、会計年度任用 1 人)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
(1) リスク評価チェックリストの検証
(2) 分掌事務が十分に行われないリスク
- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは低いものと評価した。事前調査の結果、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(2) 分掌事務が十分に行われないリスク

- 当課は、平成30年度に、それまでの財政経営課の課内室から改組され、公会計や行財政改革、アセットマネジメント等専門的な業務を担当している。当所属における経験年数が浅い職員が多い。業務に必要なスキル（知識や経験）が適切に継承され、行財政改革の主導的な役割を担えているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公認会計士の資格を持った会計専門監が当課に配属されており、公会計制度その他専門的な財務会計に関する業務を遂行している。また、令和元年度からアセットマネジメントに関する業務が他課から移管されたが、移管に伴い担当職員も当課に人事異動になり、この業務を継続して遂行している。これらのことも踏まえると業務に必要なスキルは継承されているものと思われる。ただし、当課は少人数の職場であるので、職員間でのスキルの

継承については十分注意することが必要である。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 会計専門監の活用について【有効性の視点】

公会計制度その他専門的な財務会計の事務を処理するため、公認会計士の資格を持った職員が当課に配属されている。職員の公会計制度に関する認識の普及や財務会計に関する専門的な知識・技術を活用した行政改革を進めるため、会計専門監の活動をさらに支援するような体制づくりを行うこと。

② 職員による事務改善提案制度の充実について【有効性の視点】

職員による事務改善提案制度「全員参加型カイゼン提案」を実施しており、令和元年度の提案は6件だった。この制度の周知方法や報奨などを見直すことにより、職員からの積極的な提案を促すとともに、良い提案については全庁的な周知を行い、事務改善の取組みを広めること。

意 見

① 指定管理者に係る適正なモニタリングの実施の確保について【有効性の視点】

ア 指定管理者に係るモニタリングを実施するに当たって、多数あるチェック項目のうち最低限押さえておくべき項目、チェックする目的・趣旨などを明確にするなどして、指定管理施設所管課の担当職員が人事異動により変わったとしても適正なモニタリングの実施を確保できるような仕組みを確立すること。

イ 令和2年5月に発覚した指定管理者の元従業員による国の外郭団体からの委託金の私的流用事件を踏まえ、本市は、同種の事件の再発防止のため、指定管理施設所管課に対し、指定管理者が他団体の行う事業に何らかの形で関わる場合には本市との事前協議を指定管理者に対し求めることを指導した。実効性を高めるため、指定管理者が事前協議を怠った場合のペナルティの賦課についても検討すること。

② 公共施設の最適配置について【有効性の視点】

ア 平成25年度に四日市市アセットマネジメント基本方針を策定し、平成30年度には施設ごとに施設カルテを作成し、昨年度はそれを基にそれぞれの施設の分析を実施するなど、公共施設の計画的な更新に向け手順を追って進めてきている。この施設カルテを活用して公共施設の在り方を追求し、最終的には予算提案ができるような形まで充実させること。

イ 公共施設の最適配置を進めるに当たっては、盛岡市などの先進事例を参考に、市民との合意形成を最重要視して取り組むこと。

③ 行政改革プランの市民への広報について【住民福祉の向上の視点】

令和元年度に策定した行政改革プラン2020（計画期間は3年）をホームページに掲載して広報を行っているが、目指している3年後の到達点が見えづらいものがある。概要版を作成したり、目標の指標を分かりやすく解説したりすることにより、市民が行政改革の内容を具体的にイメージできるような広報を行うこと。

④ 先端技術を活用した業務の省力化の推進について【効率性の視点】

職員の過重な時間外勤務は、市役所全体の抱える大きな問題である。ICT戦略課と連携してICT化を進め事務の効率化を速やかに図るなど、先端技術を活用した業務の省力化を進めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 財政経営部管財課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部管財課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【管財課】

管財課	(1) 市有財産の総括事務に関すること
	(2) 普通財産の管理及び処分に関すること
	(3) 市有財産の保険及び共済に関すること
	(4) 公共用地の取得に係る連絡調整に関すること
	(5) 不動産登記事務に関すること
	(6) 借地、借家及び借料に関すること
	(7) 市有林の管理及び処分に関すること
	(8) 財産区に関すること
	(9) 土地開発基金に関すること
	(10) 総合会館に関すること
	(11) 本町プラザに関すること
	(12) 新丁ひろば駐車場に関すること
	(13) 庁舎及び附属施設の維持管理並びに軽易な修繕に関すること
	(14) 電気、空調設備等諸設備の維持管理及び軽易な修繕に関すること
	(15) 電話交換に関すること
	(16) 庁中取締り及び防火管理に関すること
	(17) 共用自動車の管理及び配車管理に関すること

職員 6 人 再任用 1 人 会計年度任用 3 人	(18) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の修繕及び車体検査に 関すること
	(19) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の点検、整備及び車庫の 管理等に關すること
	(20) 庁用自動車の運転資格の認定に關すること
	(21) 共用自動車の運行月報に關すること
	(22) 自動車重量税に關すること
	(23) 課の庶務に關すること

(職員 6 名、再任用職員 1 名、会計年度任用 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 分かりにくい事務分掌
- (3) 職員配置のリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、契約事務や財産管理の項目で特に点数が高い。実査でも共通事務について事務処理誤りは少なかったものの、不適切な契約事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	

	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 分かりにくい事務分掌

- ・ 所掌する事務の具体的な業務内容が分かりにくく、不明確になっているのではないかと。直接管理する施設の対象についても、事務分掌上分かりにくい。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 「(1) 市有財産の総括事務」の具体的な業務内容が分かりにくく、職員にも行うべき業務内容が不明確になっているのではないかと。また、「(13) 庁舎及び付属施設」の範囲や「(14) 電気、空調設備等諸設備」の対象施設など、管財課自体が直接管理する施設の対象についても、事務分掌上分かりにくくなっている。

意見

市有財産の総括について

事務分掌に「市有財産の総括事務に関すること。」とあるが、総括の意図するものについて研究すること。

(3) 職員配置のリスク

- ・ 課長から主幹までの当所属勤続年数が短く、十分な引継ぎがなされず、業務の内容が十分には把握できていないのではないかと。勤続年数の長かった副参事（主事）、課付主幹（主事）、主幹（技師）の配置替え（転出）が近年続き、課全体において、経験的な業務知識が不足しているのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 鳥居道山財産組合について

菰野町と当市にまたがった山林を組合により運営しており、桜財産区にかかる部分が含まれるため、桜財産区管理会委員が組合組織に入っており、関係事務・予算を管財課が所管している。しかし、負担金として予算1千円が仮置き計上されているのみで、未執行のため管財課として財産組合の内容を十分把握していなかった。十分な引継ぎが必要である。

意見

① 桜財産区について

山林全7筆中、所在が地図に存在せず、位置や境界が不明な土地が1筆存在する。実際の所在について、管理に携わる地元の高齢者は把握していても若年層には引き継がれていないとのことであり、また、職員も把握できていない。将来的に適切な管理ができなくなるよう、早急に不明地の確定を行うこと。

② 職員配置について

監査における質疑において、職員が、管轄する業務内容を十分に掌握できていなかった。人事当局には、課の有する経験的な業務知識が確実に継承されるよう、計画的な職員配置を要求するとともに、十分な引継ぎを行うこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

業務委託に係る契約事務について【合規性の視点】

業務委託契約において、業務内容の変更に伴う契約変更の手続がなされず、また、履行確認や現地確認も不十分な事例が見受けられた。さらに、事前調査において上記事項が明らかになってからの対応も不適切であった。委託業務の適切な執行に努めること。

意 見

① タクシーチケットの保有について【有効性の視点】

タクシーチケットを保有し、必要に応じ各所属へ払出しているが、近年の実績は年に1回、しかも特定所属への払出しのみである。タクシーチケットは、金券に準じた性質を有するため、払出しがほとんどないような状況に応じ、保有を廃止して原課対応に切り替えることを検討すること。

② 市が管理する山林の管理について【有効性の視点】

市が管理する山林について、複数の所属で所管している山林の管理を一元化するなど、有効な利用管理の方向性について検討すること。

③ 株式等の保有について【経済性の視点】

経緯があって、株式及び出資による権利を保有している。株式市場に上場されていないため売却することは現実には困難なことは理解できるが、市民の財産であり、また当課は市の財産管理について総括する立場にもあるため、他市町の状況も調査したうえで、保有することの妥当性について検討すること。

④ 事務処理について【合規性の視点】

広範囲にわたる事務を取り扱っているが、事務処理誤りを生じないように、丁寧な事務処理を行うこと。

⑤ 工作物の管理について【効率性の視点】

本庁舎等の工作物について、今後の維持管理のことを考え、現状を正確に把握できるような台帳記載の様式を検討すること。

⑥ 石碑の安全管理について【有効性の視点】

市内各所にある石碑について、毎年1回、各管轄課に定期点検を指示し、点検結果に基づき台帳を作成し、安全対策が必要な場合は、各所属において適切な処理を行うよう周知しているとのことである。さらに、安全対策が必要なものは措置を指示して、結果報告を求めること。

⑦ 公用車の事故防止について【有効性の視点】

毎年、公用車の事故が多い。当課は公用車の安全管理も担っており、公用車の運転を行っている各部局とともに、両輪で、当課が公用車の安全指導を徹底していくこと。

⑧ 桜財産区の約4千万円の繰越金について【経済性の視点】

過去の山林経営による収益とのことであるが、現在明確な用途がなく、毎年度繰越が続いている状況にあり、今後の活用について検討していくこと。

財政経営部 市民税課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 財政経営部市民税課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部市民税課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市民税課】

市民税課 職員2人 税務政策係 職員4人 再任用1人 会計年度任用4人	(1) 税務政策の企画及び調査に関すること。
	(2) 税収資料の収集及び税務統計に関すること。
	(3) 市税犯則事件に関すること。
	(4) 市税に係る争訟に関すること。
	(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(6) 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。
	(7) ふるさと納税に関すること。（他の部課等の主管に属する事項を除く。）
	(8) 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること。
諸税係 職員4人 再任用2人 会計年度任用2人	(1) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び調定に関すること。
	(2) 自動車臨時運行許可に関すること。
市民税第1係 職員9人 会計年度任用1人	(1) 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。

市民税第2係 職員7人 会計年度任用3人	
----------------------------	--

(職員26名、再任用職員3名、会計年度任用職員10名)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 税の賦課決定のリスク
- (3) ITシステムのリスク
- (4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では賦課に係るリスクは高かったが、賦課決定業務を含む財務会計事務、文書事務などの事務一般について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	6/6	
支出事務	負担金、補助金又は交付金	4/4	

	を支出しているか			
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 税の賦課決定のリスク

- ・ 税の賦課決定の件数は相当多く、その税額の算出に至る過程は複雑であるため、誤った賦課決定がなされていないか。
- ・ 業務の経験年数の少ない職員が多くなり、税務の知識や実務能力の不足による賦課決定の誤りが生じないか。
- ・ 税額の算出について、システムへの依存度が高くなることによって、プログラム誤りによる賦課決定の誤りを見過ごさないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× システム化された税の賦課決定については、その内容を手計算で検証できる職員はほとんどいないため、システムがブラックボックス化することが想定される。さらに、毎年度、新規採用職員が配属されるため、業務の経験年数が少ない職員が多くなり、税務の知識や実務能力の不足による賦課決定の誤りの発生が想定される。

税額の算出について、プログラム誤りによる賦課決定の誤りが発現している。

意見

① 課税誤り

ア 令和元年度においては、課税誤りの件数は減少してはいるが、ゼロにするために、ダブルチェックに加えて、上司によるチェックといったカバーがなされる体制の構築も重要である。また、職員への注意喚起だけでは限界があるので、システム的なチェックの仕組みを作ることも検討すること。

イ システムのプログラムミスの原因として、令和元年度及び令和2年度のふるさと応援寄付金に基づく市県民税の控除額に誤りが発生している。令和2年度中に、システムの入替が予定されており、その際には現在のような四日市独自のシステムではなくパッケージのものを導入することである。その方が効率もよく、問題も生じにくいので適切といえるが、今後も課税誤りには十分注意すること。

② 税の公平性の担保

個人市民税未申告者について、その調査や把握には相当の時間や費用を要するが、適

正に申告し納税している市民に説明できるよう、強い意識を持って、税の公平性を担保するべく未申告者の把握及び納税の促進に努めること。

(3) ITシステムのリスク

- ・ システム関連の業務委託契約は、職員にプログラムに精通した者が少ないことから、不適切な契約となる可能性はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 委託料の価格決定において、職員の情報不足から、委託先相手方の一方的な要求をのんだり、メンテナンスなどの依存関係から、双方のなれあいによって不適切な金額で契約締結することになるリスクが想定されるので、客観的に適正な設計金額を設定するような手立てを講じる必要がある。

(4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ 職員数が近隣類似都市に比べて少ないため、職員の負担増となっていないか。

<参考> 近隣類似都市における職員数等 —各都市の令和元年度税務概要参照—

	担当課 配置 職員数 (人)	税収入額 [a] (千円)	徴税費 [b] (千円)	税収入額に対する 徴税費の割合 [b/a] (%)
四日市市	28	91,389,843	857,733	0.9
津市	27	52,377,978	1,084,699	2.1
豊田市	33	138,188,106	1,213,172	0.9
岡崎市	31	88,395,233	958,755	1.1
豊橋市	34	80,778,766	1,086,997	1.3
一宮市	39	50,378,182	900,041	1.8

(注) 1 各都市の職員数は、平成31年4月1日現在の数である。

2 税収入額及び徴税費は、平成30年度の額及び数値である。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 係間や、部内の所属間及び直近（5年以内を目安としている）の転出者からの応援体制をつくとともに、人員配置の要望を行っているものの、時間外対象者の7割近くが年間360時間以上の時間外勤務をしており、厚生労働省が労災認定基準の目安としている時間数を上回る職員もいた。職員の心身の健康が害されないようにする必要がある。

指 摘

- ① 時間外勤務が年々増加し状況が悪化しており、月200時間を超える職員が何名もいるのは異常である。平準化できる業務は平準化し、必要性が低いと判断できる業務があれば削減すると並行して、職員の増員について人事課と引き続き強く交渉すること。

意見

- ① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。
- ② 職員の育成について、研修はすでに行われているが、職員ごとに知識や実務能力をいつまでにどこまで引き上げるというパーソナルプランを立てること。
- ③ 時間外勤務を減らせるよう、市民税申告から納税通知書の発送の時期まで継続して業務に当たれるよう人事異動の時期をずらしたり、電子データでの申告を増やしたりするなどの方策を検討すること。
- ④ 時間外勤務が多い状況下において、職員が負担の重さによって心身を壊すことがないようなフォローをしていくこと。かつ、状況を多少なりとも改善するためにも、特殊な業務についてだけでなく通常の業務の課題解決の検討のために、他市への視察等の情報収集を行うこと。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① ふるさと応援寄付金について【経済性、有効性の視点】
市税の控除額は増加し、本市への寄付金との差は増大している。本市にとってもっとも適した対応を、関係課と連携し、他市の取組みも研究しながら検討すること。

財政経営部 資産税課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 財政経営部資産税課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部資産税課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【資産税課】

資産税課 職員2人 管理償却資産係 職員6人 再任用1人 会計年度任用6人	(1) 償却資産に係る評価・賦課に関すること
	(2) 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調定に関すること
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること
	(4) 課の庶務に関すること
土地係 職員9人 会計年度任用2人	(1) 土地に係る評価・賦課に関すること
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること
家屋係 職員10人 会計年度任用6人	(1) 家屋に係る評価・賦課に関すること

（職員27名、再任用職員1名、会計年度任用14人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(4) 土地評価関係業務の委託に伴うリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であり、実査において一部不適切な契約事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 近隣類似都市と比べて職員数が少なく、職員の負担が大きくなっているのではないかと。

固定資産税課税課における近隣類似都市との職員数比較

－各都市の令和元年度税務概要参照－

	全職員数 (人)	担当別職員数						
		課長等	専門員 (業務全般)	管理	償却資産	土地	家屋	分室
四日市市	28 (14)	2	—	7 (6)	—	9 (2)	10 (6)	—
津市	29 (0)	2	—	—	—	10 (0)	11 (0)	6 (0)
豊田市	50 (15)	4	—	9 (15)	5 (2)	11 (1)	21 (7)	—
岡崎市	43 (10)	2	—	—	8 (5)	14 (3)	19 (2)	—
豊橋市	47 (6)	2	5	7 (3)	33(3)			—
一宮市	43 (8)	3	—	—	5(1)	17(2)	18(5)	—

(注) 各都市の職員数は、平成31年4月1日現在の数である。(四日市市は令和2年4月1日現在)

() は、臨時職員数(外数) (令和2年4月1日現在)

リスク発現の可能性 (△可能性あり、○予防策あり、×発現)

△ 職員配置について

ア 全職員中、会計年度任用(パートタイム)職員が30%を超えており、また、正規職員中、通算年数5年以上の職員が約半数を占めている。職員のスキルの差が大きくならないよう、引き続き、職員配置に留意されたい。

イ 会計年度任用(パートタイム)職員は、課税事務の主要メンバーとはならず、あくまで補助的な作業を行っているとのことであるが、適正課税に支障のないよう、正規職員から、十分に指導・牽制を行うよう努められたい。

ウ 土地係においては、通算年数の長い職員1名に対し、その他の職員の勤続年数が短いため、ベテラン職員の異動があれば、適正な土地評価を行うことについてのリスクが大きくなる可能性がある。マニュアルにない手続きへの裁量が属人的にならないよう努められたい。

指 摘

職員配置について

職員配置について、正規職員の数近隣類似都市と比べても少なく、会計年度任用職員(パートタイム)の比重が高い。職員の質を上げて均質な課税を担保するため、継続して内部研修を充実させるとともに、強く職員配置を要望していくこと。

意 見

家屋調査の体制について

家屋係のパートタイム職員は、繁忙時には、家屋評価のための調査にも同行しており、固定資産評価補助員証を所持していないため、評価・課税に関する一般説明業務を行っているとのことであるが、適正な家屋評価に影響がないよう、正規職員から、十分に指

導・牽制を行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

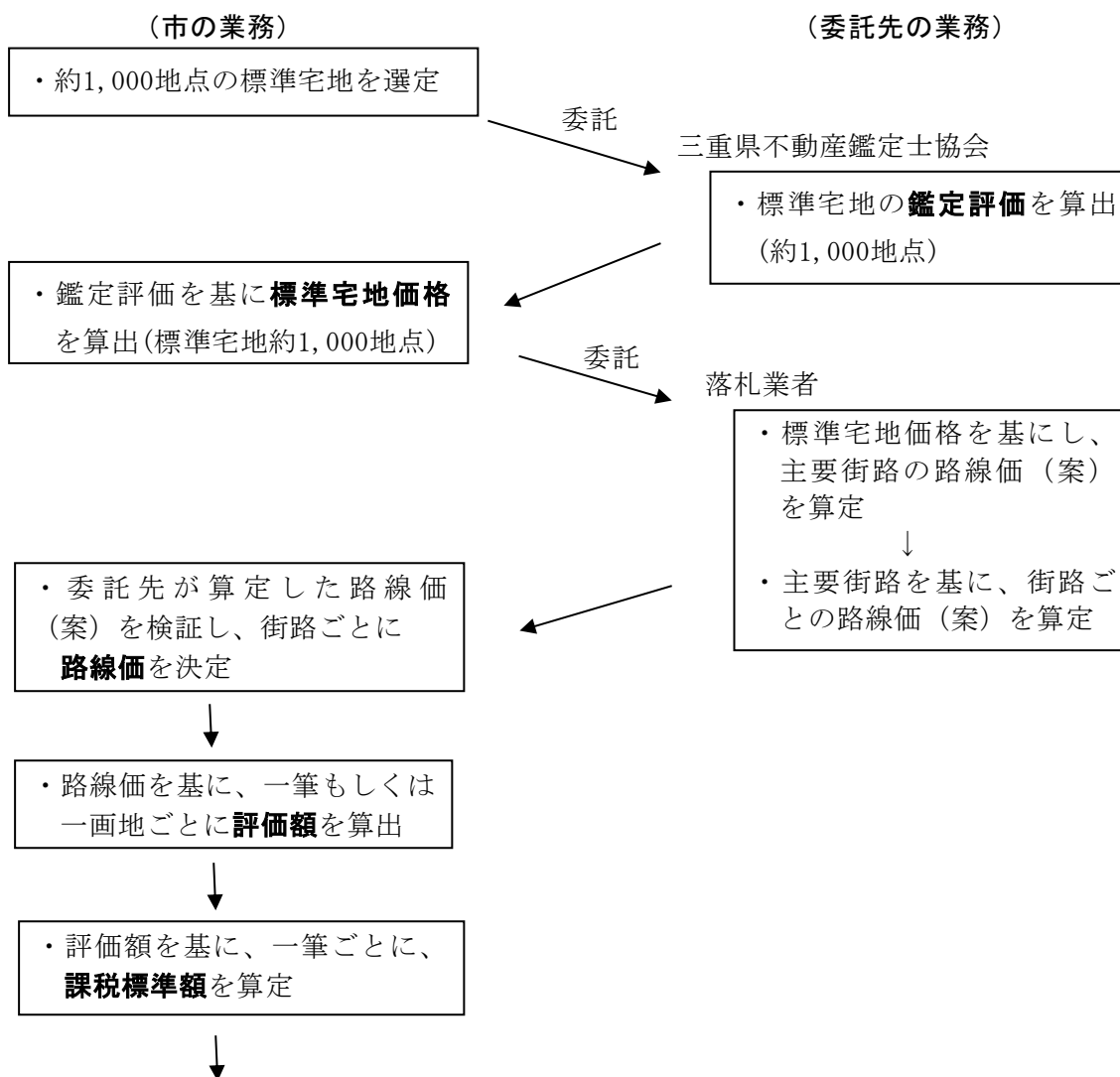
(4) 土地評価関係業務の委託に伴うリスク

- ・ 土地評価額の形成において職員のチェック機能が適切にはたらいっているか。

リスク発現の可能性（△可能性あり、○予防策あり、×発現）

△ 土地（市街地宅地）の評価替に当たっては、約1,000地点の標準宅地を市で選定し、その標準宅地について、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会への委託により算出した**鑑定評価**を基に、職員が**標準宅地価格**を算出している。さらに、その標準宅地価格を基にした各路線価（案）の算定を業者への委託（四日市市固定資産土地評価及び地番参考図修正業務委託〔入札による業者選定、委託期間平成30～32年度〕）により行っており、職員がそれを検証し、市内の各**路線価**を決定し、路線価を基に**評価額**を決定している。土地評価額形成において、職員のチェック機能が適切に働くよう留意されたい。

[参考] 土地（市街地宅地）の評価・課税の手順（概要）



※課税標準額 × 税率 = 税額 （税率…固定資産税 1.4%、都市計画税 0.2%）

（原則として、評価額が課税標準額となるが、税負担の調整措置や住宅用地の特例措置等が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定される。）

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

契約事務について

ア 分割発注について【合規性の視点】

同種の消耗品の購入において、2回に分けて契約されている事例が見受けられた。四日市市事務専決規程では10万円以上の物品の発注は調達契約課の専決事項となっている。安易な分割発注と思われるような契約は慎むこと。

（トナーカートリッジ購入）

イ システムの保守管理等に関する委託契約について【合規性の視点】

発注において、綿密な積算がなされていない事例が複数見受けられた。別業務にもかかわらず、原課契約の対象となる金額（委託業務は50万円未満）の上限に近いほぼ同一の設計金額となっており、また、直接費が一式で記載されており明細がなかった。システム

関連の業務委託契約は、その性質上、システム開発業者への単独随意契約になりやすく、税務事務に関する業務委託も例外ではない。そのため、そのシステムに関連した契約を同一業者と締結する際に、価格形成において委託先相手方の一方的な意思または双方のなれあいによって不当な金額で締結するようなことが起こらないよう、綿密な積算を行うとともに、明確で公平さが確保できるような発注を行うこと。

(家屋調査票管理システムサーバ更新作業委託、地籍図閲覧システムサーバ更新作業委託、固定資産情報管理システムサーバ入替に伴う作業)

意見

① 税額更正の原因について【効率性の視点】

土地家屋の所有権移転の把握漏れを複数職員による再確認の徹底などにより防止し、適正課税に努めている。しかし、税額更正の内容は、小規模家屋の取壊しや増築の調査漏れによるものが多く、また住宅用地の特例の認定誤りによる返還金が生じた事例もある。税額更正が生じる根本的な原因について研究すること。

② 予算の編成・執行について【合規性の視点】

当初予算に計上されていなかったA3サイズの地籍集成図の作成業務委託を契約差金による予算残額で追加発注している。業務で必要なものについては当初予算で確保して対応するよう極力努めること。

評価

職員の服務規律のチェックについて

当課では、職員の服務規律に関する独自のチェックリストを作って全課員に配付し、定期的に提出させ、服務規律への意識付けを行っており、よい取組みと評価する。

財政経営部 収納推進課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 財政経営部収納推進課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部収納推進課の主な業務内容及び職員数（令和2年5月1日現在）は、次のとおりである。

【収納推進課】

収納推進課 職員1人 管理係	(1) 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関する事。
	(2) 市税過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(3) 県民税の払込みに関する事。
	(4) 納税思想の普及向上及び納税奨励に関する事。
職員6人 再任用1人 会計年度任用3人	(5) 口座振替の推進に関する事。
	(6) 納付委託に関する事。
	(7) 課の庶務に関する事。
納税推進係 職員6人 会計年度任用10人	(1) 市税の徴収及び督促に関する事。
	(2) 分納誓約の履行管理に関する事。
	(3) 市税の滞納処分に関する事。
	(4) 交付要求に関する事。
税外収納推進係	(1) 税外債権の徴収及び督促に関する事。
	(2) 税外債権の滞納処分に関する事。

職員 4 人 会計年度任用 4 人	(3) 債権管理推進本部に関すること。
整備係	(1) 市税の徴収及び督促に関すること。
	(2) 市税の滞納処分に関すること。
	(3) 三重地方税管理回収機構との連絡に関すること。
職員 6 人 会計年度任用 2 人	

(職員 23 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 19 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 滞納処分が公平公正になされないリスク
- (4) 職員の生命身体の安全が確保されないリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、特に収入事務に係るリスクは高いものと評価した。事前調査の結果、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	

収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 滞納処分が公平公正になされないリスク

- ・ 平成28年度に明らかになった滞納処分に係る不適正事案（特定の滞納者に対する差押え等を怠っていた事案）に関して講じた公平公正な滞納処分を実施するための再発防止策が、当課に組織的に継承されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公平公正な滞納処分を実施するため、係長級以上の職員でもって構成する課内会議において滞納債権額が100万円以上の滞納者に対する処理方針を検討することとしている。更なる滞納者に関する情報の共有化が必要である。

意見

平成28年度に明らかになった滞納処分に係る不適正事案（特定の滞納者に対する差押え等を怠っていた事案）について、原因がどこにあったか再確認し、対応困難案件に関するガイドラインの作成などにより全庁的に対応方法を共有化できるようにし、引き続き再発防止に努めること。

(4) 職員の生命身体の安全が確保されないリスク

- ・ 市民に納税義務の履行を求める業務の遂行において、市民との間で職員の生命身体の安全が脅かされるほどのトラブルとなる可能性があるのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市民に納税義務の履行を求める業務を所掌している。業務の遂行において市民との間で職員の生命身体の安全が脅かされるほどのトラブルにならないようにする対策が必要である。

意見

全国的に職員に対する暴行事件が多発しており、当課が所掌している業務においてもそのリスクは大きいものと考えられる。職員の生命身体の安全を守るため、警察との連携やソフト面（危機管理対応スキル等）での教育などその対策を充実させること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 滞納原因の把握について【有効性の視点】

滞納者のそれぞれの状況や情報を分析し滞納原因を的確に把握した上で、それらの情報を全滞納事案に係るデータとして集約管理し、もって滞納事案を類型化し類型ごとの進捗管理を行うなど効果的な滞納整理事務に役立てること。

② 訪宅による税の納付相談の実施について【住民福祉の向上の視点】

滞納者に対する税の納付相談は、市役所への来庁を促す方法により行っている。しかし、生活困窮により税を滞納している者には訪宅による納付相談を行うことにより、その者の

生活状況をより正確に把握でき、その者に合った対応が可能になるなど、滞納税の円滑な徴収に役立つケースもあると思われる。これまで以上に個々の事情に合わせた丁寧な対応となるよう、訪宅による納付相談の積極的な実施について検討すること。

③ 訪問徴収における公平性等について【有効性の視点】

職員が納税者を訪問して税を徴収する訪問徴収については、滞納整理の場合にのみ行うとの説明があったが、納期限内の徴収のものが数件あった。訪問徴収には、頻繁に訪問することにより生じるリスクや職員が多額の現金を取り扱うリスクが内在することを踏まえるとともに、法的根拠に依拠した上で、効率性や公平性を考慮した税徴収の方法を選択すること。

意見

税に対する高度で専門的な技術・知識の職員間における継承伝達について【有効性の視点】

当課は、債権管理に関する高度で専門的な技術・知識を要する業務を担っている。さわやかコールを担当している会計年度任用職員（フルタイム）も含むベテラン職員や三重地方税管理回収機構へ派遣された職員からの技術・知識を継承伝達する仕組み（研修、OJTなど）を強化すること。

評価

令和元年度の市税収納率は、現年度分が99.36%、滞納繰越分が36.19%であり、全体で98.40%という高い数字を達成した。これは前年度と同率で、過去最高を記録した昭和51年度の98.5%に次ぐ数値となるとともに県下14市の中でもトップであった。このような収納率を実現することができた当課の取組みについて高く評価する。